

令和4年第9回美祢市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和4年 9月 15日(木) 午後2時
- 2 場 所 美祢市民会館 2階 大会議室
- 3 出席農業委員
- | | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 議長 | 山本 正二 | | |
| 1番 | 井上 建夫 | 3番 | 村上 浩一 |
| 4番 | 縄田 善博 | 5番 | 倉増 知 |
| 9番 | 石田 健治郎 | 11番 | 伊藤 美和子 |
| 13番 | 伊藤 新司 | 15番 | 馬屋原 眞一 |
| 17番 | 武藤 康志 | 18番 | 安富 法明 |
| | | 7番 | 俵 薫 |
| | | 8番 | 中嶋 誠 |
| | | 12番 | 前田 耕次 |
| | | 16番 | 岸 英法 |
| | | 19番 | 山本 正二 |
- 4 出席推進委員
- | | | |
|--------|-------|-------|
| 大橋 つや子 | 山田 孝治 | 阿川 伸美 |
| 大石 洋典 | 植山 淑子 | 岩山 澄男 |
| 野上 武史 | | |
- 5 欠席農業委員
- | | | |
|----------|----------|-----------|
| 2番 井町 哲 | 6番 安部 好恵 | 10番 萬代 泰生 |
| 14番 中野 修 | | |
- 6 欠席推進委員
- 7 事務局
- | | | |
|------------|-----------|----------|
| 事務局長 吉村 昌展 | 副主幹 井村 光敬 | 主事 小幡 和希 |
|------------|-----------|----------|

事務局	午後 2 時開会
議長	<p>互礼。</p> <p>それでは只今より令和 4 年第 9 回総会を開催いたします。本日の出席者 19 名中 15 名の出席。よって定数に達しておりますので本総会が成立していることをご報告いたします。ちなみに参考までに本日の欠席委員、2 番井町委員、6 番安部委員、10 番萬代委員、14 番中野委員、4 名でございます。それでは美祢市農業委員会会議規則第 16 条第 2 項の規定による議事録署名委員の指名を議長よりしたいと思いますがよろしいですか？</p> <p>(はいの声)</p> <p>ありがとうございます。それでは指名をいたします。3 番村上委員、18 番安富委員、よろしく願いいたします。</p> <p>天気もいいし、皆さん何かと気がせるんじゃないかと思えます。余計な挨拶はしないでおこうと思うんですが、暑さには気をつけて農作業に励んでいただきたいというふうに思っております。それでは議事に入りたいと思えます。議事順位第 1 議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>2 件朗読</p> <p>1 件目。権利については、所有権の移転です。土地の表示については、記載の通りです。遠方に居住しており耕作管理が困難な譲渡人から申請地を譲り受けるものです。まず第 1 号の全部効率利用要件についてですが、自作地、借り受け地について、適正に耕作されています。第 2 号で禁止されている農地所有適格法人以外の法人の取得ではありません。第 3 号で禁止されている信託の引き受けによる取得ではございません。第 4 号の農作業常時従事要件ですが、譲受人の農作業に行う日数は、基準を満たしています。第 5 号の下限面積要件は当市の 1000㎡以上の要件を満たしております。第 6 号の転貸禁止要件に該当しません。最後に第 7 号の周辺農地の利用に支障はないものと考えます。以上の通り、農地法第 3 条第 2 項の各号許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>2 件目。権利については、所有権の移転です。土地の表示については、記載の通りです。空き家を購入するにあたり合わせて申請地を譲り受けるものです。まず第 1 号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は新規の農地取得ですが必要な農機具は順次購入されることから、農地を効率的に耕作管理することが見込まれます。この件につきましては、農地法第 3 条第 2 項の第 1 号～第 7 号の許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>

議長	はい、ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。1番のみです。
縄田委員	はい。当日9月7日の日に現地確認をいたしました。出席の方は事務局2名と隣の村上委員と私で4名で現地を確認いたしました。1番からずっとありますけどその都度推進委員の方がほとんど一緒に現地も確認されております。1番の説明いたしますと場所は●●から●●●●の方へ行く道ですね。今●●●が管理しておりますけども旧道と新しい新道とのぶつかったところ、ちょうど三角点のところの右の上の家になります。そこの全部耕作にあたりますけど、家の裏の畑地もすべていちじく等いろいろ生り物の木が植えてあったり、管理されておりました。別に問題はある農業者、農業従事者ではないと思います。農業計画であるために努力しておられました。以上です。
議長	はい、ありがとうございます。地元委員より補足説明ありましたらお願いいたします。
大橋推進委員	縄田委員の言われたように別に問題はないと思いますので、どうぞご審議の程よろしくお願いします。
議長	ありがとうございます。秋吉の担当委員さんいらっしゃいましたら2番の件についてわかる範囲でよろしいので説明をお願いいたします。
前田委員	ちょうど私と同じ部落なんです。まだ本人も会っていませんし、つい最近ですね、●●さんという方が入られますよという話だけ聞いております。ですから農業やられるかどうかというのは全く分かっていませんけど。以上です。
議長	はい、わかりました。ありがとうございます。それでは委員の皆さんより何かご意見等ございましたらお願いいたします。よろしいですか？
岸委員	これ申請地のところ、資料2の右側のところで●●●●ー●。
議長	●●●●でしょ。

岸委員	<p>●●●●●—●ですか。この右側の地図は●●●●●—●です。</p> <p>●●●●●の下が●●●●●—●になっています。で表の方は●●●●●—●になっています。</p>
事務局	<p>岸さんの言われる通りで議案書の方が間違ってます、一番下の、●●●●●—●と記載してありますが、正しくは●●●●●—●になります。申し訳ありません。</p>
議長	<p>はい、ということでございます。他にございませんか。</p> <p>それでは議案第1号について原案の通り、決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>挙手</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。全員賛成。よって議案第1号は原案の通り決定をいたします。</p> <p>それでは続きまして、議事順位第2議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1件朗読。</p> <p>申請地は●●●●●●から南西へ3.7kmの位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。申請地は山際であり耕作管理が困難となったため、クヌギ370本を植林するものです。この案件については、農地法第4条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いします。</p>
縄田委員	<p>はい。現地は●●●●●●というところから●●の方へ向かっていきます。先程の●●●●●へ行く方の道ではなくて反対側の左側に折れて●●の道っていいですか、これ●●ですと行くと●●●●●●に行く道になるかと思います。その道をずっと行って一番奥の方まで行ったところです。途中から右側に入って、基盤整備もしてありましたけど山際をずっと歩いて、車はいけない、コンバインかトラクターで行くようなところの一番山の登りつめたところです。現場は水路から水が湧き出ているような感じで昔、基盤整備されておったんでしょうけど、田はなかなか難しいというような感じで植林をしたいということで、猪も結構暴れ</p>

	<p>まわるというようなところ。周りは山の谷ありになっておりまして、その道があるからこそそこに行けるんだけど、右も左も突き当たりも山になっております。別にクヌギを植えても周りには問題はないというように判断いたしました。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。地元委員より補足説明ありましたらお願いいたします。</p>
大橋推進委員	<p>推進委員の大橋です。縄田委員の言われたようになんら問題はないと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。委員の皆さんより何かご質疑ありましたらお願いいたします。 よろしいですか？ (はいの声) それでは採決に移りたいと思います。議案第2号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>挙手</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。全員賛成。よって議案第2号は原案の通り決定をいたします。それでは続きまして議案順位第3議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>5件朗読。 1件目。申請地は●●●●●から東へ1.4kmの位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。受注工事の増加に伴い現在の駐車場、資材置場が手狭となったため、新たに駐車場12台分、資材置場を設置するものです。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。なおこの案件については、農用地区域除外後施工といたします。10月上旬に除外完了予定となっています。 2件目。申請地は●●●●●から南西へ160mの位置にある都市計画法に基づく用途区域内にある第3種農地です。現在居住しているアパートから近く利便性が良い申請地を取得し一般住宅を建築するものです。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 3件目。申請地は●●●●●から北東へ2.9kmの位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。申請地を取得し売電事業を行うため最大発電出力49.5キロワットの太陽光発電施設を設置するものです。農地法第5条第2項各号に該</p>

<p>議長</p>	<p>当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。なおこの案件につきましても、農用地区域除外後施工といたします。</p> <p>4件目。申請地は●●●●●●から北西へ3.8kmの位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。会社への進入路が狭く大型車の通行に不便であるため、現在はそれぞれの現場で木材の積み替え等を行っており、作業効率が悪いため申請地を取得し木材置場を設置するものです。農地法第5条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。この案件につきましても、農用地区域除外後施工といたします。</p> <p>5件目。申請地は●●●●●●から北西へ1.1kmの位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。現在の駐車場に倉庫2棟工場1棟を建築することとなり、申請地を取得し駐車場48台分を設置するものです。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議の程よろしくお願ひします。</p> <p>はい、ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>
<p>縄田委員</p>	<p>まず番号1番の件ですけど、●●●●●●ですけど、場所はですねこちらから●●の方に向かうと右側に●●●●●●がございます。●●●●●●のところを右側に曲がりまして、●●の●●●●●●がございます。突き当たったら●●●●●●になりますけどそれを左側に行って上り坂にある手前の左側、一番上のところですね。ここに資材置場を作ることなんですけど、これも別に問題ないと思います。周りは今も田は耕作されておらず、休耕田、農地は草刈り等は行われておりますけども、耕作意欲がある方がおられないので問題ないと思います。以上です。</p> <p>次2番目の●●●●●●。これはですね、先程●●の方に向かって信号機、町の方に行く直線上、町の方ってバイパスって言いますかね。町の方に行く方と右側の山すそ、旧道の方ですね、通る道がございます。その最初の信号機になりますかね。右側が●●●●●●っていか昔からある小さな旅館がございます。その手前、今●●●●●●の事務所がございますね。昔で言う●●●●●●に入る道との間のところが、草地っていか、草を刈られて除草されております。これが335㎡。周りがほとんどここしか残っておりません。これを自己用住宅として購入して建てるということで別に問題ないと思います。以上です。</p> <p>次に3番。●●●●●●●●。資料6番のところになりますけども、●●●●●●から●●に抜ける道になりますかね。●●●●●●を駅を少し通り過ぎて橋を渡って、●●の方に抜ける道、それを100mくらい行きますかね。そしたら右側の方に細長いこの資料6番としては2176-1っていう一つの番地になっておりますけど、これがですね、結構急斜面で手前から行くと7個か8個ぐらいの土手がありまして、急斜面になっております。この土手も結構草刈るの大変だなというようなところで、これを太陽光パネルを設置したいということで別に問題ないというように思っております。</p>

植山推進委員	推進委員の植山です。9月7日に現地調査行きて、これは●●●●●の駐車場になる予定みたいです。縄田さんの言われたように問題はないと思います。
議長	はい、ありがとうございます。委員の皆さんよりなにかご質疑ございましたらよろしくお願ひいたします。
岸委員	農用地区域除外施工後っていうのは1番だけ10月上旬って言われたんだけども、3番4番も一緒にいいんですか？
議長	1番、3番、4番ですね。
岸委員	1番だけ10月上旬完了予定と。
議長	あとみんな一緒です。
岸委員	一緒にいいですか？
議長	はい。 他にございませんか。ないようでしたら採決に移りたいと思います。議案第3号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。
委員	挙手
議長	はい、ありがとうございます。全員賛成。よって議案第3号は原案の通り決定をいたしました。なお、1番、3番、4番を常設審議委員会の方に出します。今、ちょっと補足になりますけども岸委員の方より質問がありました、農振地区除外後施行っていうような文言が入っておりますけれど、これにつきましてはとどきどき農振地区除外申請ってのが出まして、今回もありますけれど、ここで審議しております。この審議が終わりまして約2か月ちょっとかかって県の方から許可が出てきます。除外の。その前にですね、約1か月ぐらい前にここを農振から外す許可をしますよという事前通知があります。この事前通知を受けましたら5条、4条

	<p>2番目、現地は●●●●●●、●●●●●●●●から●●方面、約7kmくらい進んだところに、●●のバス停があります。そこを右側に約2.5kmくらい進んだところに申請地があります。今、農地に申請されており、そこ20ページのところを見られたら、そこにですね一部携帯の電話基地が建っており、周りは道で囲ってあり問題はないと思います。審議の程よろしくをお願いします。</p> <p>3番目、これは現地は●●●●●●で●●の●●●●●●から●●方面の方に言ってもらってですね、●●●●●●を過ぎ、●●●●を過ぎ、左側に●●●●●●●●があります。そこを10mくらい曲がったところに、この今地図がありますけど300mくらい行ったところに申請地があります。これ●●●●●●番地の住むために車出入りが困難のため●●●●番の1310㎡の一部、281㎡を進入路の通路にしたいということで問題はないと思います。</p> <p>4番目、これ23ページで3番の申請地の真反対になります。道挟んで反対側です。この24ページをみられたらわかると思うんですけど、周りは農用で根や土は影響はないと思います。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。ちょっと今、村上さんの説明の中にもありましたけれども、1番の件につきましてですが、これは17ページに分間図が付いておりますけどちょっと見てください。この17ページの分間図で黒く、濃く仕切ってあるところが申請地でございます。その下に●●●一●、そしてですね、右下の方、ちょっと空白になっております。左側の図面で見られたら●●●●●●って書いてあってずっと●●●●●●の●●●●の●の辺りまで完全に農地が続いております。一連の連続の真ん中を農振の除外で切ることになりました。農振を切るうえでここはかなり厳しい条件が必要になってくるんじゃないかなというふうに思われております。市の農林課の方もこれをどうするかっていうのは慎重に審議をして県の方に進達をするというふうに言っておりました。その辺がありますので事務局の方から補足がありましたらお願いします。</p>
事務局	<p>はい、事務局からですが、すみません、この公図ではわかりにくいんですけども、この囲ってある農地の上と言いますか●●●一●、●●●一●から今会長が説明された空白の方もずっと農地が続いておりますしてここを除外するとすると農地の分断になるということなので、ちょっとうちとしては厳しいのではないかなと思っているところでございます。それでまたこの総会が終わったら農林課の方に意見書を出すこととなりますので、この件についてどういう意見を農林課の方にあげるかじっくり審議をしていただけたらと思います。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>委員の皆さんより何かご意見ございましたらお願いします。</p>
岸委員	<p>分断申請でしょ？こういう案件は農地部会で事前に検討することにならないんですかね？</p>

議長	それはあえて今後ある時はやろうというふうに決めていただければいいですけど。先月ですか、●●で1件ほど同じような案件がでまして石田委員のほうから意見がかなり厳しい意見があったんですけども。
安富委員	水路とか農道とかが確保されれば別に、今の時代じゃから圃場整備でもしてあれば別じゃけれども、認めんにゃ・・・
議長	結局ですね、今後農振から外れて分断されると、例えば農道、用排水路等の整備って言いますか、報酬等に対する補助金とかいろんな面での残った農地へデメリットが課せられる。
安富委員	でも他の残った農地は農振にはかかってないから補助対象から外れる。
議長	切れちよるところなるんですよ。
馬屋原委員	図面とみると切れてないんよ。水路でつながちよるから問題ない。
縄田委員	現地確認した村上委員と私が現地確認しましたが、ここ田んぼが二つあってですね、下のページ17の下側の申請地の横の方に、右側の方に家がございます。この家の持ち主の田になろうかと思えます。丸の申請地って書いてあるところも家があります。その家は現在住まわれておられないということで時々帰って家の周りを整理するというような格好で、地図で見るよりは田は小さいなというような感じで。●●●と●●●-●の上が●●●-●の際にありますかね。これにこの持ち主の方が自分でこと下の方に水って書いてあります。この水路を自分で補修したと。U字溝を入れて補修したと言われておりました。これ以上年取ってるしもうどうもならんっていうかどうでもいいっていう投げやりな感じで農地除外を申請されたようです。家の後ろは山ですし、前も結構山が広がっておりますから基盤整備するにしても、それだけ意欲がある方がこの町内におられるかなというような気もします。これはもう田んぼで刈っておられました。委託して刈っておられました。まあそういうような感じの状況です。周りからすると。本人はもう年取ってくるしずっとこのままおちよるのもなんだしなというような感じで言うておられました。その時に会長が農振除外したら上と下が分断されるし水路等つけるときに助成金との管理とかが非常に問題になって助成を受けづらくなるんじゃないかということも言うておられました。そういう点をちょっとここで、これまでをこの●●●の●●●●をほとんど基盤整備してございませんから、基盤整備後ちゃんとやり方がおるかどうかっていうこともまた問題になるかと思えます。以上です。

岸委員	<p>●●●－●っていうのは持ち主は●●さん？別の人？</p>
伊藤（新）委員	<p>申請地の横の西側の三角が残ると、この田んぼは耕作されてるんでしょ？ 図面でいうところの●●●－●これは田んぼで耕作されている田んぼなんでしょ？現実。ここの水路っていうんですかね？どっから水とってかしらん。この上をつぶして●●●－●の水が通ることができなくなるんですか？</p>
議長	<p>いやそれは出来なくならないと思います。間には道と水路があります。</p>
石田委員	<p>ちょっとよろしいですか？会長さんが言われた分断される、私もそう思うんですけど。農地を耕作するときに水路をですね、改修する時に受益者負担という考え方があると思います。市からの補助をもらうときにですね。この田んぼはどなたの田んぼですかと。その水路はその田んぼに附随するものというふうに解釈されるじゃないかなと思うんです。私は。ちょっと細かく確認をしてみせんですけども。そうするとこの田んぼがその水路から除く場合はその水路分はこの田んぼに附随する農地というふうに解釈すれば分断されるんですよ。持ち主が変われば。だから水路がついて残すならいいじゃないかって言われるけれどこの水路のいろんな改造等、集落を考え方こういうふうに変更したいとか、幅を広くしたいとかそういうときに補助金もらう際にですね、ここの太陽光にされた地権者が同意してこの水路部分をいいです、やりましょうと同意の印鑑をつけばいいと思うんですけど、おそらく分断される形でスムーズには行きにくいかなという気がするんですよ。だからちょっと水路があるから分断されないんだという問題ではないじゃないかなと気がするんですよ、分断の問題はですね。</p>
議長	<p>あのですね、分間図の中に水って書いてある水路、これは青線です。国有財産です。田んぼにはくっついておりません。法務局で取られる全事項証明っていうやつの中に、田んぼの中に用悪水路って言って何m²って入ってます。これは田んぼにくっついた水路です。</p>
石田委員	<p>ここはそういうじゃないっていう解釈ね。</p>
議長	<p>ここの水って書いてある部分はこれはきちっとした国有財産の水路です。個人の財産ではありません。</p>

石田委員	以前はそういうふうになってたけど今は市が管理する。
議長	今国有財産ですけど、管理は市がしてます。
石田委員	ですよ。だから水の関係を地域でいろいろ資財を投じて補助金もらってやる場合には市の方にそのへんの確認を取ればいいということになるんですかね。この場合は。だから分断されるという形にならないような感じ。今の説明はそういうふうにとるんですけど。
議長	<p>農振の除外には何項目か規定がありまして、二面以上を公的な用地に面してなければいけないとかあるんです。ただこの場合は家への進入路、狭い農道程度ですんで、公的な用地としての分断を認めてる用地には該当しない。下に川のへりについて道って書いてある方の道はこれは市道で●●●●地域に行く道ですのでこれはきちんとした分断要件を満たしております。まずその一つで分断要件のあれで満たされている部分っていうのは一片しかないんですよ。少なくとも。それでいって言えばですね、上の山際の方に小さな土地があるんですけどこの土地をどのように見るかっていうことも一つの要件にはなってくると思います。ただ上手、ようするに一区の方と二区側の方の農地が、そこで完全に除外をすることによって分断をされるっていうのは事実です。ここであーじゃこーじゃといろいろ審議をして、その意見書をつけて市の方に上げますけども、後は市の方がこれは認められるというか認められないというか県の方に挙げられるというか挙げられないというか、県に上げてても県が認めないと言えダメなんです。ただその時に一つ私は別に恥をかくとかかかないとかいうではなくて美祿市の農業委員会はこの程度の審議しかしないのかっていうのを言われるのが他の委員さんに対しても私はいいことではないというふうに思っておりますので慎重に審議をして市長部局の方に農業委員会の意見としてつけてあげるのが妥当ではないかと。実際にご本人の●●さんともお会いして話をしたんですけども、まあそういうこともあるなということはお本人もその場で言うておられました。あとは農業委員会さんに任せるんで持って帰って話してくれっていうことでした。この問題について農業委員会がどのように話して審議してみんなの意見を聞いて、市の方に意見をあげたかということについて聞いてほしいからあえて言わないで審議に入ったんです。</p> <p>写真を回してあげてよ。</p>
事務局	会長、先程質問のありました、●●●●―●は除外申請地と同一申請者かという質問ありましたけど、●●●●―●は●●さんの所有の土地ではありません。

安富委員	●●●は？
事務局	●●●－●は●●さんの所有地になります。
伊藤（新）委員	いいですかね？一回立ち会った中で●●●の交差点がありますよね。あれから●●の方へ下ったところ。川の手前の右上やったかな。何か雑木を切ったり木を切ったりしたようなところを除外せんにゃいけんけど真ん中が残ったと両左右が除外申請できんかっていう案件があったと思うんですよ。あれは結局最終的には通ったんですよね。除外されたんですよね。
議長	あれは結局その上に農地がありまして、その農地も含めてすべてを除外して、あの一画すべてを除外したんです。
伊藤（新）委員	そしてOKだったんですね。
議長	それであの上は植林をするっていうこと。あそこは大きな雑木が立っって完全に分断がされとったんですけれど、切られたばっかしに分断が解消されちゃったんです。
伊藤（新）委員	そういった理屈的なもんでも今回これとはちょっと意味合いが違うんですね。
議長	私的に言えば●●●－●も含めて除外をやられれば、まあとね一かなるんかなと。●●●－●りは●●さんの土地である●●●－●、この山の根木に小さい墓地が残ってるんですよね。
縄田委員	それこそ今言われたように●●●－●を含めてやると●●●の●●のまだ上の方と下が完全に分離されるよね。
議長	ここやっても完全に分離されるんです。
縄田委員	ここ今やってもね、分離されるけど。ましてやこれやたら抜け道がない。ばっさりこの間が切られるようなかっこうになるけど。水路もこの上の申請地って書いてある●●●●●の上の方から水が来よるけ。やからあそこを除外して水路もなにもさわられんことになったら完全に下の方の、●●の方の右側の田の・・・

議長	水路はこれ完全に国有地ですから。
縄田委員	なんか自分で水路を作ったとかU字溝を入れたとか言いよったけ。
議長	水路の●●●っていうのはどないなっとる。水路やからこれ青線よね。
縄田委員	自分で入れたとか言いよったけ。青線に水路いれたら青線に残るかもしれんけど、何にもないところに水路つけて・・・
議長	これ水の●●●になっちよる。この分間図には水っていうふうに書いて線が入ってるんでここは青線なんです。
事務局	この右側の地籍図に水って書いてあるものはすべて青線になります。道って書いてあるのは赤線になります。なので美祢市の管理している青線、赤線になります。
議長	真ん中が赤線だったんですね。
議長	いや①って書いてある。●●●－●と●●●の間に①って書いてある。あれは違うんか。①じゃないんか。
事務局	それは①ではなくて測量する時の測量基準点のマークになります。
縄田委員	●●●－●の境に水路が残っとるわけで、問題ないんかいな。
議長	●●を一緒に除外されれば、今のこの状態よりは同じ除外申請でも審議はしやすいんじゃないかなって僕は思っただけで。
岸委員	その場合は●●●－●は分断されるんでしょ。
議長	●●●－●っていうより●●●－●とその下の方にある●●●なんかはすべてが分断されます。

	●●●は図面ないんですよ。ようはここを取ってしまったらある意味・・・
岸委員	これが全部とこれより上でしょ？
議長	上が分断される。今でもこれをとっても分断なんですよ。
岸委員	だからこれをとってもこれをつけても一緒じゃないの。上と間に分断される。
議長	分断はされるけれどこの道とこの家との関係で、この山との間の関係がどないなるかっていうことが。
岸委員	これがあるから分断されないということか。これをやってしまってこれが残るから分断されない。そしたら一緒じゃ。
議長	ちょっと私の方から提案があります。この1の件につきまして慎重に審議を諮りたいんで来月もう一度再度やろうと思います。っていうのが来月に入って前回の除外の許可が出ますので、来月やっても今月結果を出しても県の方にあげる申請については遅れることありませんので。事務局の方は事務局の方として県の方と相談しながらこういうふうはどないしたらいいかということで慎重に審議をしてあげたいと思いますがどうでしょうか？
委員	いいです。
議長	いいですか。そしたら2番3番4番につきまして他に何かご意見ございませんか？ よろしければ採決に移りたいと思います。議案4号の2番3番4番につきまして当番員の報告及び協議結果を意見として決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。
委員	挙手
議長	はい、ありがとうございます。全員賛成。よって議案第4号は2番3番4番につきましては協議結果を付して市長の方へ送付いたします。1番につきましては来月再度審議をしたいと思いますので、皆さんの方もいろんな情報を入れてこの問題について解

事務局	<p>決する方向で進めていけたらというふうに思います。ご協力よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは続きまして議事順位第5議案第5号農用地利用集積計画の決定についてを議題としたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。</p> <p>それでは本日配布しております令和4年9月30日告示、令和4年10月1日開始の農用地利用集積計画をご覧ください。今回全体で7筆でございます。利用権設定面積が新規と再設定とを合計しまして7427㎡。貸し手が1名、受け手が1名でございます。内訳は4ページ目でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件、農用地の利用計画が基本構想に適合すること、農用地を効率的に利用して耕作すること、耕作に必要な農作業に常時従事することの利用計画要件を満たしていると考えます。ご審議の程よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。地元委員さんの方よりなにか発言がございましたらお願ひいたします。</p> <p>●●●担当は。</p>
植山推進委員	<p>推進委員の植山です。この前も●●さんが利用権の設定を引っさげまして10月1日からということでしたけど、なにしろすごい面積なので自己保全が結構多いんですね。だからちょっと言ったんですけどなかなか全部受けられるみたいで、大変だと思います。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見ございませんか。</p> <p>よろしいですか？はい、特に意見ないようでございますので採決に移りたいと思います。議案第5号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願ひいたします。</p>
委員	<p>挙手</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。全員賛成よって議案第5号は原案の通り決定をいたします。それでは報告事項に移りたいと思います。議事順位第6報告第1号公共工事に伴う転用の届出についてを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願ひいたします。</p>
事務局	<p>1件朗読。</p>

議長	<p>を設置する届出です。</p> <p>2件目。所在地は●●●●●●●●。申請地は●●●●●●から南西に4.8kmの位置にある第2種農地です。携帯電話基地局を設置する届出です。以上報告します。</p>
縄田委員	<p>はい、ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いします。</p> <p>報告いたします。まず、1番の●●●●●●。両方●●●●●●なんですけど、申請地はこちらから●●方面に行きまして会長がおられるところの橋を左側に行ってまっすぐ行く、500mくらいいったところに一つ集落がございます。右側が集落になって左側にバス停がありまして、ちょっと広がったところがございます。その左側広がっている所の反対側に、右側ですね、右側の今畑になっております。これの水路の横の角地に●●●●●●の中継基地を建てるということで何ら問題はないと思います。続きまして2番の報告です。資料14の図面を見てもらうとこれからですね、ちょっと戻りまして、あ、まっすぐか間になんですけど、右がまた下関方面に向かって右側にわたりまして●●小学校っていうのがございます。●●小学校を左側に見て、ちょっと上り坂になるんですけど上に上がって行きます。上に上がって今度は下り。下りになりますけど、まず右側に●●●●●●っていうお寺がございます。●●●●●●から50mくらい下ったとこの左側です。今草地になっておりますけれど、この●●●●●●の下ったとこの左側の申請地、草は刈ってありますけれど何も耕作されていないような土地です。これに●●●●●●の中継基地を建てて、携帯電話の基地を作るということでまあここに立てれば●●の全地域に電波が完全に届くんじゃないかなと非常にいいところと搜したなというような感じのところです。農地としては別に他に利用をすることはないだろうということでもいいと思いました。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。地元委員より何か補足説明ございましたらよろしくをお願いします。</p>
野上推進委員	<p>はい、私野上ですけども今、縄田さんがおっしゃいましたように一緒に見て回りましたが、何ら問題はないんじゃないかと思いました。ご審議の程よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。ちょっと補足しておきますけれど、資料14のところにあぜ道って書いてありますけれど、これ道ではありません。ここ水路がありまして青線があるんですけど、青線を管理するためにちょっと土手が広いというだけのところがございます。別に特段道として管理されているものではないということでございます。勘違いをされないようお願いいたします。委員の皆さんより何かご意見等ございましたらお願いいたします。</p>

事務局	<p>特に発言ないようでございますので報告第2号を終わらせていただきます。</p> <p>それでは続きまして議事順位第8報告第3号農地法第18条第6項の規定による通知についてを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いいたします。</p> <p>3件朗読。</p> <p>申し訳ありません。番号1番について修正をお願いします。番号1番の土地の表示のところなんですけど、3筆程筆がありますが●●●の●●●番以外の農地はまだ配分計画が終わってなくて●●さんとの契約がまだ結ばれていないので●●●番と●●●番については消していただけたらと思います。申し訳ありません。それでは報告いたします。</p> <p>1件目、2件目につきましては先月審議していただいた、農地法第3条所有権移転申請のため双方の合意により解約されたものです。1が機構と耕作者、2が機構と所有者の合意解約となります。</p> <p>3件目は双方の合意により解約されたものです。次の耕作者は決まっています。以上、報告いたします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。●●担当委員さんは俵委員ですか？推進委員さんは？お休みですか？俵さんどねーか新しい耕作者を・・・</p>
俵委員	<p>申し訳ないけどこの田は農業やっても成果が出ないかなと思っています。非常に難しいと思っています。</p>
議長	<p>未整備田ですかこれは。</p>
俵委員	<p>いえいえ整備田です。</p>
議長	<p>まあ大変でしょうけど、ちょっと頑張ってみてください。お願いします。</p> <p>他に委員の皆さんより何かご意見ございませんか。</p>
井上委員	<p>1番と2番どういう関係ですか。</p>
議長	<p>1番と2番は1番は公社と個人の解約で2番は地主と公社の関係です。ようするに末永さんっていう●●●の方が開発公社と</p>

事務局	<p>契約を結ばれてその契約を結んだものを●●●●さんっていう耕作の方が耕作をしておられた。それを合意解約した。それでこの●●●●と●●●●についても契約していたものと思って合意解約するように作られたと思うんですけど契約されておらなかったと。そういうことです。</p> <p>特に発言ないようでございますので報告第3号を終わります。</p> <p>では続きまして議事順位第9報告第4号農地転用現況証明についてを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。</p> <p>1件朗読。</p> <p>申請が1筆。平成12年に耕作放棄後現在は、雑草等が繁茂し原野となっている状況でございます。</p> <p>以上報告します。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは現地調査をされた委員の報告をお願いします。</p>
村上委員	<p>現地はこの29ページを縦に見てください。●●●●●●、●●方面から●●の四つ角、それを今度は●●●●過ぎてその四つ角を今度は左に曲がってこの●●の●●●●と●●●●●●●●●●のところを左に約300mくらい行ったところに申請地があります。30ページのこの写真を見てください。今現在、事務局から説明があった通り耕作放棄してこういう状態になってます。現在非農地にされており、問題はないと思います。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。ちょっと私の方からすみません、地元委員の補足説明の前に補足をしておきます。ここは圃場整備の時の換地によって非農地として換地された部分です。ただ圃場整備絡みですので地目は農地のまま残っておって、何も作らないでそのまま置いておかれたんだろうと思います。圃場整備の時にずっとやっていると中に非農地の部分を取り込んで圃場整備をすることは多々あります。面積を増やすわけにはいきませんので換地でそこを非農地でどっか隅の方に持っていけば、1つの置き土産と言えいいんですかね。でこのような状況になって放置されてたというところでございます。ちょっとこれはほんとに余談になるんですけど最近ですね、市とか県がやったらどうなるんかってのがちょっとわからないんですが、市の単独の圃場整備事業で換地で非農地をやった場合に農地じゃなくて最初から雑種地等で換地をします。地目が変わられております。っていうのが私のところが圃場整備をしましてちょっと私、竹藪を持ってたもんで道をまっすぐするためにその竹藪取り込んだんです。で取り込んでその時にその部分を別のところに非農地でいただいたんですけど、転用届出さんといけんなど思いながら全事項証明を取りましたところ、きちんと雑種地になっておりまして、税金も雑種地でちゃんと取られておりました。ほんとに農業委員会の会長しな</p>

<p>岩山推進委員</p>	<p>がらびっくりしたっていうのが事実でございます。最近はそのように行政のやり方も変わってきてるんじゃないかなというふうには思っております。地元委員より補足説明ありましたらお願いいたします。</p> <p>●●推進委員の岩山です。当日ちょっと所用がありまして欠席しましたが、当日確認しております。資材置場の一番奥側、山奥側ということでちょっとこの空き地に山側のふもとに水路が流れるのが、奥に水路がありましたがそれがちょっと気になりますが、そのほかは何ら問題ないものと思います。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございます。委員の皆さんよりご意見等ございましたらお願いいたします。よろしいですか。特に発言ないようなので報告第4号を終わらせていただきます。農業相談日でございますけれども予約がありませんでしたので行っておりません。</p> <p>以上で本日の議案はすべて終わらせていただきます。皆さんの方よりなにか発言、提案の方ございましたらお願いをいたします。もしないようでしたら私の方から一つほどお願いをしたいと思います。</p> <p>9月21日9時より振興部会の部会長と農地部会の部会長、すみませんけれどそれと職務代理。市長のところにも今回どうも県と同じ額ぐらいの肥料高騰による助成金を出すような話が決まっているようでございます。そのお礼ともうちょっと増やしてくれっていうお願いに行きたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。</p> <p>それからですね、ちょっと私の方からはいろんな農業者の方からあまりにも肥料代、農薬代、油代上がる中で米の値段は昨年3000円値下げされているんなものが値上がりする中で米だけがずっと下がって来ている。このへんについて原因も含めてどうにかしてほしいとあげてほしいというふうな意見を取りまとめてくれんかと署名でも請願でもなんでもいいからみんなでやらんやいけんのじゃないかっていう意見がきております。そのへんも含めて今後の総会の中で皆さんと協議が出来たらいいなというふうに思っております。あくまで提案でございますのでよろしくお願いをいたします。ちなみに先日の県の審議会の中で発言したんですけど、実は私が百姓始めたと言いますか、農業始めたときの米の価格が皆さんももう古い方はご存知と思いますが、今から約40年前に始めました。今70ですから30のときに農業始めた当時、米の価格いくらだったと思います。23000円です。それでその当時それから2～3年して減反政策が始まりまして減反10アール当たりの補助金、達成金、麦、大豆、植えた苗の助成金いくらだったと思います。50000です。今は札を立てれ、点検はしろあれはしろこれはしろっていういろんなこと言いますが1円も出ておりません。そのくらいある意味、農業者をいじめてるんじゃないかっていうのが周りの皆さんの意見でございます。そのへんも含めてまあ今後みんなで話し合っていきたいなど。昨日日本法人協会の方からいろんな資料もらって、その資料の中ずつと読みましたけど米の値段をあげてほしい、農作物の値段あげてほしいと肥料農薬、農機具の値段下げてほしいというふうな要望とか提案とかいうのは全く書いてありません。やはりちょっとおかしいんじゃないかなっていうふうに私は感じて読んで思いまし</p>

事務局	<p>た。そのへんも含めてご協力をよろしくお願いします。事務局の方から今後の日程について。</p> <p>それでは私から来月の予定についてご説明いたします。令和4年10月の日程についてをご覧ください。総会は10月17日月曜日2時から美祢市民会館2階大会議室で行います。農業相談は10月11日火曜日、時間は9時から当番委員美祢地区伊藤新司委員、美東地区井上建夫委員、秋芳地区前田耕次委員よろしくお願いします。それから現地調査になりますが実施日は10月7日金曜日9時から当番委員は井町委員、井上委員、集合場所は農業委員会事務局に8時50分集合でお願いします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。最後になりますけれど、研修視察に行かれた皆さんの方には収支内訳書が配られております。ご確認の程よろしくお願いします。</p> <p>午後3時50分閉会。</p> <p>議事録は正確なることを認め署名する。</p> <p style="text-align: right;">令和4年9月15日</p> <p style="text-align: right;">議長 _____</p> <p style="text-align: right;">署名委員 _____</p> <p style="text-align: right;">署名委員 _____</p>